

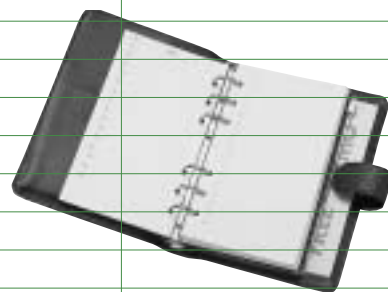
～税の用語解説～

- 収入金額** その年中に収入することが確定したとみなされる金額
- 必要経費** 収入金額を得るためにその年中に支払うことが確定した金額
- 所得** 1年間の収入金額から、必要経費を差し引いた額。事業所得（営業・農業・外交員・大工・左官などから生じる所得）、不動産所得（地代・家賃など）、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等・個人年金・原稿料・シルバー人材センターからの配分金など）、譲渡所得（分離課税の土地建物等の譲渡、株式譲渡など）、一時所得（生命保険契約等に基づいて支払を受け取る満期返戻金など）などがあります
- 合計所得金額** 分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用しないで計算した所得金額の合計額
- 所得控除** 所得から差し引くことのできるもので次のようなものがあります
  - 雑損控除** 火災や風水害、盗難などで受けた被害額から、保険などで補てんされた金額と、定められた一定の額を差し引いた残額
  - 医療費控除** その年中に病気や出産などで支払った医療費の合計金額から保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに通常10万円を差し引いた残額
  - 社会保険料控除** 本人や、生計を一にする配偶者・親族が負担すべき社会保険料（健康保険料・国民健康保険税・国民年金保険料や介護保険料など）をその年中に支払った場合、その全額
    - ※年金から特別徴収された介護保険料は、本人以外の申告には使えません
  - 生命保険料控除・損害保険料控除** それぞれその年中に支払った生命保険料・個人年金保険料・損害保険料によって差し引かれる額が決まります
  - 寄付金控除** 国や地方公共団体、日本赤十字社などに寄付した額によって差し引かれる額が決まります
  - 配偶者控除・扶養控除** その年中の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者・扶養親族
    - ※給与収入のみの場合は、収入金額が103万円以下の配偶者や扶養親族が対象
- 注) その他にも配偶者特別控除、寡婦（夫）控除、障害者控除、基礎控除などがあります
- 源泉徴収税額** 給与・公的年金等の支払の際、支払者によって事前に差し引かれている所得税
- 年末調整** 給与の支払を受ける人で、毎月源泉徴収されていた所得税額と、その年の給与の総額について納めなければならない所得税額とを比べて、その過不足を精算する手続き

**問い合わせ** 倉敷税務署（☎086(0)1201）または、総社市税務課市民税係（☎082334）

インターネットで確定申告書などが作成できます。国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書作成コーナー」をご利用になれば、所得税の確定申告書などが作成できます。また、確定申告に必要な用紙（申告書や添付書類）や確定申告に関する手引きや書き方などの情報が掲載されています。どうぞご利用ください。

**インターネットで確定申告書などを作成** (3/6～3/8)



これら以外の所得（譲渡所得など）がある人：イオン倉敷ショッピングセンター（2/6～3/15）  
**市県民税・国民健康保険税申告が必要な人**  
 総合福祉センター（2/22～3/15）、東公民館（2/20～2/23）、西公民館（2/14～2/17）、昭和福祉センター（3/1～3/3）、山手支所（3/9～3/13）、清音支所（3/6～3/8）

農業所得（青色申告者を除く）、給与収入、公的年金等収入、雑所得、一時所得のある人：総合福祉センター（2/22～3/15）、東公民館（2/20～2/23）、西公民館（2/14～2/17）、昭和福祉センター（3/1～3/3）、山手支所（3/9～3/13）、清音支所（3/6～3/8）

**申告会場を選ぶ目安**  
**所得税の確定申告が必要な人**  
 給与収入、公的年金等収入のみの人で還付申告をする人：総合福祉センター（2/9～2/13）、国民宿舎サンロード吉備路（2/6～2/8）、イオン倉敷ショッピングセンター（1/30～2/3）  
**事業所得、不動産所得がある人：**  
 総合福祉センター（2/16～2/21）、イオン倉敷ショッピングセンター（2/6～3/15）

●平成17年分の申告相談日程表

※会場受付時間は午前9時から午後4時まで（土・日・祝日を除く）※会場の混雑を緩和するため、なるべく申告相談日程表の指定地区を参考にご来場ください ※各会場へのお越しの際は、駐車場が狭いため乗り合わせなどをしのご来場ください ※税務署からハガキなどで申告会場のお知らせがある人は、税務署指定の申告会場で相談をしてください

会場 月日(曜)	総合福祉センター (3階大会議室)	サンロード吉備路 (1階会議室)	東公民館	西公民館	昭和福祉センター	山手支所 (2階会議室)	清音支所 (2階会議室)	イオン倉敷 (2階イオンホール)
1月30(月)								全地区 (還付申告) ※税務署職員による申告相談
31(火)								
2月1(水)								
2月2(木)								全地区 ※税務署職員による申告相談
3(金)								
6(月)		全地区 (還付申告)						
7(火)								
8(水)								
9(木)	全地区 (還付申告)							
10(金)								
13(月)								
14(火)				上原・富原・山田				
15(水)				秦・福谷・八代				
16(木)				下原・久代				
17(金)	全地区 ※税務署職員による申告相談			新本				
20(月)			三須・上林・下林・赤浜					
21(火)			東阿曾・西阿曾					
22(水)	駅前一・二丁目、中央一丁目		奥坂・久米・黒尾					
23(木)	中央二～六丁目		金井戸・南満手・北満手・窪木・長良					
24(金)	井手・刑部・福井							
27(月)	井尻野							
28(火)	槇谷・見延・宍粟							
3月1(水)	総社一～三丁目							
2(木)	総社				美袋・日羽			
3(金)	泉				原・下倉			
6(月)	小寺				影・中尾・種井・延原・宇山・橋		清音上中島・清音三因	
7(火)	門田						清音柿木	
8(水)	溝口						清音黒田・清音古地・清音軽部	
9(木)	真壁							
10(金)	中原					西郡・地頭片山		
13(月)	三輪					宿		
14(火)						岡谷・西坂台		
15(水)	全地区							

